

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休みのときは、翌日)

## ◇条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)

### 目 次

公布された条例のあらまし

#### ◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

##### 一 個人の県民税に関する事項(附則第五条関係)

総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が三十四万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に二十五万円(現行十九万円)を加算した金額)以下である者については、県民税の所得割を課さないものとする事とした。

##### 二 自動車税に関する事項(附則第二十二條関係)

1 天然ガス自動車に係る税率の特例措置を、平成五年度分及

び平成六年度分に限り講ずることとした。

2 電気自動車に係る税率の特例措置の適用期限を平成六年度まで延長することとした。

##### 三 自動車取得税に関する事項(附則第二十四條関係)

1 平成五年自動車排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の特例措置を廃止することとした。

2 平成三年十月一日又は平成四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安基準に適合するトラクタ若しくはトレーラ又はバスに係る税率の特例措置を廃止することとした。

3 天然ガス自動車に係る税率を、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に取得されたものに限り、家用自動車(軽自動車を除く。)については百分の三、営業用自動車及び軽自動車については百分の一とする特例措置を講ずることとした。

4 平成六年自動車排出ガス規制に適合する一定の自動車の取得(昭和六十三年自動車排出ガス規制適合車等の取得に係る特例措置の適用があるものを除く。)に係る税率は、当該取得が平成五年四月一日から平成六年九月三十日までの間に行われた場合に限り、現行税率から百分の一を控除した率とすることとした。

5 税率及び免税点の特例措置の適用期限を平成十年三月三十一日まで延長することとした。

6 電気自動車に係る税率の特例措置の適用期限を平成七年三月三十一日まで延長することとした。

四 軽油引取税に関する事項(附則第二十五条関係)

税率の特例措置の適用期限を平成五年十一月三十日まで延長することとした。

五 その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

六 施行期日等

1 この条例は、平成五年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

### 条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項及び第四項を次のように改める。

3 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油(炭化水素とその他のものとの混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下同じ。)

で軽油又は揮発油(揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第二条第一項に規定する揮発油(同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。)をいう。以下同じ。)以外のもの(同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下本節において「燃料炭化水素油」という。)を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量(法第七百条の二十二の二第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者(以下本節において「石油製品販売業者」という。)が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量(法第七百条の二十二の二第一項第一号若し

くは第二号の規定により混和の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

第四百五条中「、当該各号に定める軽油引取税の課税標準量及び税額について自治省令で定める様式による納付申告書を知事に提出し、及びその」を「申告した」に改め、同条第一号中「石油製品販売業者」を「特約業者又は元売業者」に、「及び税額」を「、税額その他必要な事項を記載した自治省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。」に改め、同条第二号中「特約業者、元売業者又は」を削り、「及び税額」を「、税額その他必要な事項を記載した自治省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。」に改め、同条第三号から第六号までの規定中「及び税額」を「、税額その他必要な事項を記載した自治省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。」に改める。

附則第五条中「十九万円」を「二十五万円」に改める。

附則第二十二條第一項中「又は」を「、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の自治省令で定めるもの又は」に、「平成四年度分」を「平成五年度分及び平成六年度分」に改め、「同年度分及び」を削り、同条第二項中「第五項」を「第六項」に改める。

附則第二十四條第二項中「平成五年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同条第三項中「取得又は」を「取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の自治省令で定めるもの

取得又は」に、「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「平成五年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

6 道路運送車両法第四十一条の規定により平成六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で法附則第三十二条第七項の政令で定めるものの取得(第四項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成五年四月一日から平成六年九月三十日までの間に行われたときに限り、第三百五十五条の六及び第二項の項定にかかわらず、当該取得についてこの項の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、百分の一を控除した率とする。

附則第二十五条中「平成五年三月三十一日」を「平成五年十一月三十日」に、「軽油の販売」を「燃料炭化水素油の販売」に、「燃料炭化水素油」を「軽油若しくは燃料炭化水素油」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この条例は、平成五年四月一日から施行する。

##### (個人の県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)附則第五条の規定は、平成五年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

##### (自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例附則第二十二条の規定は、平成五年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成四年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 新条例附則第二十四条第三項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前のこの条例による改正前の鳥取県税条例(以下「旧条例」という。)附則第二十四条第五項及び第六項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第五条 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に行われる新条例第三十六条第三項の燃料炭化水素油の販売及び同条第四項の軽油又は燃料炭化水素油の販売に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前行われた旧条例第三十六条第三項の軽油の販売及び同条第四項の燃料炭化水素油の販売に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。